

移行時運営安定化事業の助成額（利用者 1 人 1 日当たり）算出方法について

※助成額については、別添 4 の算定シート選択方法により算定シートを選択し算出することとする。

1 特定旧法指定施設が新体系へ移行した場合

(1) 新体系移行後において 9 割保障の適用がない場合

ア 平成 21 年 4 月以前に新体系へ移行した場合については以下の算式に基づいて助成額を算出

$$\frac{\text{補正した給付単位数①} - \text{新体系移行後の各月給付単位数③}}{\text{新体系移行後の実利用延べ日数④}} \times \text{1 単位の単価⑤}$$

イ 平成 21 年 5 月以降に新体系へ移行した場合については以下の算式に基づいて助成額を算出

$$\frac{\text{新体系移行前月の給付単位数②} - \text{新体系移行後の各月給付単位数③}}{\text{新体系移行後の実利用延べ日数④}} \times \text{1 単位の単価⑤}$$

①補正した給付単位数

新体系移行前月の利用者数で平成 21 年 4 月報酬改定後の特定旧法指定施設に係る報酬単価を用いて算出した給付単位数（保障単位数補正算定シートで算出した保障単位数）

②新体系移行前月の給付単位数

新体系移行前月における当該事業所の全利用者に係る介護給付費・訓練等給付費等明細書中「給付単位数」の合計額

③新体系移行後の各月給付単位数

新体系移行後の各月の当該事業所の全利用者に係る介護給付費・訓練等給付費等明細書中「給付単位数」の合計額

④新体系移行後の実利用延べ日数

新体系移行後における 1 月間の利用者の利用日数の合計数

⑤ 1 単位の単価

厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）（介護給付費・訓練等給付費等明細書中「単位数単価」）

(2) 新体系移行後において9割保障の適用がある場合

ア 平成21年4月以前に新体系へ移行した場合には以下の算式に基づいて助成額を算出

$$\frac{\text{補正した給付単位数①} - \text{9割保障を算定する際の保障単位数③}}{\text{新体系移行後の実利用延べ日数④}} \times \text{1単位の単価⑤}$$

イ 平成21年5月以降に新体系へ移行した場合には以下の算式に基づいて助成額を算出

$$\frac{\text{新体系移行前月の給付単位数②} - \text{9割保障を算定する際の保障単位数③}}{\text{新体系移行後の実利用延べ日数④}} \times \text{1単位の単価⑤}$$

①補正した給付単位数

新体系移行前月の利用者数で平成21年4月報酬改定後の特定旧法指定施設に係る報酬単価を用いて算出した給付単位数（別途送付する保障単位数補正算定シートで算出した保障単位数）

②新体系移行前月の給付単位数

新体系移行前月における当該事業所の全利用者に係る介護給付費・訓練等給付費等明細書中「給付単位数」の合計額

③9割保障を算定する際の保障単位数

事業運営安定化事業の「旧体系における激変緩和措置（90%保障）の助成をうけていない場合」に算出する旧体系における保障単位数のこと。

・9割保障を算定する際の保障単位数＝助成算定基準単位数＋加算給付単位数

→助成算定基準単位数＝{（「平成18年3月の実利用者数×30.4or22日×90%」×「改定前の区分A単位」）－（「新体系移行前月の実利用延べ日数」×「新体系移行前月の区分A単位」）}×0.9（給付率）＋「新体系移行前月の基本報酬単位数（各種加算を除いたもの）」

→加算給付単位数＝新体系移行前月における1月間の加算給付単位数

④新体系移行後の実利用延べ日数

新体系移行後における1月間の利用者の利用日数の合計数

⑤1単位の単価

厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）（介護給付費・訓練等給付費等明細書中「単位数単価」）

2 精神障害者社会復帰施設等が新体系へ移行した場合

(1) 新体系移行後において9割保障の適用がない場合

$$\frac{\text{新体系移行前年度の国庫補助基準額(月額)①の水準} - \text{新体系移行後の各月給付単位数②}}{\text{新体系実利用延べ日数④}} \times 1 \text{ 単位の単価⑤}$$

(2) 新体系移行後において9割保障の適用がある場合

$$\frac{\text{新体系移行前年度の国庫補助基準額(月額)①の水準} - 9 \text{ 割保障を算定する際の保障単位数③}}{\text{新体系実利用延べ日数④}} \times 1 \text{ 単位の単価⑤}$$

①新体系移行前年度の国庫補助基準額（月額）の水準
（事例）

- ・国庫補助基準額（又は交付決定額）が年額の場合：新体系移行前年度の国庫補助基準額÷12月÷10円
- ・国庫補助基準額（又は交付決定額）が月額の場合：新体系移行前年度の国庫補助基準額÷10円

②新体系移行後の各月給付単位数

新体系移行後の各月の当該事業所の全利用者に係る介護給付費・訓練等給付費等明細書中「給付単位数」の合計額

③9割保障を算定する際の保障単位数

（事例）

- ・国庫補助基準額（又は交付決定額）が年額の場合：新体系移行前年度の国庫補助基準額÷12月÷10円×90%
- ・国庫補助基準額（又は交付決定額）が月額の場合：新体系移行前年度の国庫補助基準額÷10円×90%

④新体系実利用延べ日数

新体系移行後における1月間の利用者の利用日数の合計数

⑤1単位の単価

厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）（介護給付費・訓練等給付費等明細書中「単位数単価」）